

議案第 30 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例を次のように定める。

平成20年9月3日提出

鎌倉市長 石渡徳一

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、関係条例の整備を行おうとするもので
ある。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

(旅費支給条例の一部改正)

第1条 鎌倉市旅費支給条例（昭和26年3月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条中「鎌倉市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に改める。

(議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

第1条中「第203条第5項」を「第203条第4項」に、「報酬」を「議員報酬（以下「報酬」という。）」に改める。

第2条中「議会議員の報酬」を「報酬」に改める。

(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条第5項」を「第203条の2第4項」に改める。

(消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 鎌倉市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条第5項」を「第203条の2第4項」に改める。

(特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第5条 鎌倉市特別職報酬等審議会条例（昭和39年10月条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「報酬の額」を「議員報酬の額」に改める。

(議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第6条 鎌倉市議会政務調査費の交付に関する条例（平成18年3月条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。